

最終更新日: 2015年4月24日

株式会社ラック

代表取締役社長 高梨 輝彦

問合せ先: IR広報部 03-6757-0107

証券コード: 3857

<http://www.lac.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期にわたり継続的な成長を遂げていく上で、役員と社員全員が共有すべき価値観を確立し、高い倫理観を醸成することが、コーポレート・ガバナンスの確立において不可欠であると認識しております。こうした認識のもと、当社は、社外取締役を選任し、監査役会等と連携し管理監督機能を有する取締役会のもと経営会議が業務を執行する体制をとっております。この体制により、経営の管理監督機能と業務執行機能を分離し、経営責任の明確化と業務執行の迅速化を図り、意思決定の透明性の強化を実現できるものと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社コスモス	6,889,800	25.82
KDDI株式会社	1,414,200	5.29
ラック従業員持株会	910,110	3.41
三菱商事株式会社	870,000	3.26
三柴 昭和	816,010	3.05
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアンス アカウント エスクロウ 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	624,600	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	599,800	2.24
株式会社ユーシン	398,400	1.49
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	335,000	1.25
本多 一成	292,490	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

- 当社は、自己株式を1,307,260株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 筆頭株主の有限会社コスモスは、KDDI株式会社の100%子会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3 月
-----	-----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西川 徹矢	他の会社の出身者											
上住 甲子郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西川 徹矢		——	警察、防衛省、内閣官房における要職を歴任された豊富な経験や識見から、当社の企業価値向上への支援および当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し選任しております。
上住 甲子郎	○	——	株式会社インテージおよびその他の会社における経営者としての経験や識見から、当社の企業価値向上への支援および当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し選任しております。また、当社経営者や特定の利害関係者との利害関係が薄く、独立した立場での経営監督機能の発揮を期待して指定しております。なお、東京証券取引所の定めに基づく独

			立 役員の要件を満たしており、一般株主と利益 相 反のおそれがないと考えています。
--	--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人が決算に関して行う報告会には、監査役、取締役のほか、内部監査人も出席し意見交換を行い、実効的な内部監査を実施します。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
酒井 富雄	公認会計士													
網野 猛美	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒井 富雄	○	――	公認会計士、税理士としての高度な専門性と豊富な監査経験や識見から適切なアドバイスと監査等に十分な役割果たしていただけるものと判断して選任しております。また、当社経営者や特定の利害関係者との利害関係が薄く、独立した立場での経営監督機能の発揮を期待して指定しております。なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがないと考え

			ています。
網野 猛美		——	長年にわたる弁護士としての実務に基づく経験 や見識ならびに監査役としての経験から業務 執行の監督等に対して十分な役割を果たして いただけることを期待して、社外監査役とする ものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
-------------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社は、連結業績に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、業績連動型報酬制度ならびに業績賞与制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成20年6月24日開催の定時株主総会にて承認された取締役の報酬等の総額、年額金400百万円以内の枠内で社内取締役、社外取締役に支給される総額を開示しております。また、監査役に支給される総数の開示を含め、役員に支給される総額とそのうち社外役員に支給される総額も開示しております。

なお、有価証券報告書および招集通知(事業報告)は、当社ホームページにも掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、役位別テーブルに基づき会社業績および個人の貢献度に応じて定められる固定報酬部分と、年度の利益額に直接連動して支給額が決定される業績賞与部分より構成されております。

この業績賞与部分は期末における業績賞与支払前連結営業利益額に一定率を乗じた額を役員・従業員に対する業績賞与原資総額とする事を基本的な考え方としており、さらに当該業績賞与原資総額に役位別に定めた率を乗じた額を各役員に対して支給するものであります。

ただし、当該制度導入に伴う年俸体系改定の経過措置として、当該業績賞与原資は業績賞与支払前連結営業利益が20億円を超え21億5,000万円以下の場合には20億円超過額の3分の1(原資a)とし、21億5,000万円を超え24億円以下の場合には21億5,000万円超過額の全額(原資b)を原資aの上限額(5,000万円)に加えて算出し、さらに24億円を超えた場合は24億円超過額の3分の1(原資c)を原資aの上限額、原資bの上限額(2億5,000万円)に加えて算出いたします。

業績賞与原資総額 = 原資a + 原資b + 原資c

役員各人に対する業績賞与額(利益連動給与)は、上記により算出された業績賞与原資総額に平成27年3月末時点での役位に応じ、下記役位別比率をそれぞれ乗じて算出し支給いたします。

この業績賞与制度の導入については平成25年3月21日および平成25年6月12日開催の取締役会において決議しており、さらに平成27年3月期の適用にあたっては、平成26年4月23日および平成26年6月9日開催の取締役会において決議しております。

なお、平成26年3月期の業績賞与支払前連結営業利益は22億1,243万2,068円でした。

取締役の業績賞与(利益連動給与)の計算方法

イ.業績賞与原資総額が3億円以下の場合

業績賞与原資総額 × 役位別比率A ※1

ロ.業績賞与原資総額が3億円を超過する場合
3億円 × 役位別比率A※1 + (業績賞与原資総額 - 3億円) × 役位別比率B※2

※1 役位別比率A:社長:3.58%、役付取締役:2.30%、取締役:1.45%、従業員兼務取締役:0.22%、社外取締役:0%

※2 役位別比率B:社長:4%、役付取締役:3%、取締役:2%、従業員兼務取締役:0.3%、社外取締役:0.5%

なお、業績賞与の上限額は、連結営業利益が概ね50億円となった場合に想定される支給額とし、その額は社長7,000万円、役付取締役5,000万円、取締役3,400万円、従業員兼務取締役500万円、社外取締役700万円といたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対しては会議開催までに事前に説明資料等を送付して議事の内容を検討できるよう、取締役会、監査役会での討議の活性化を図ってまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

社外取締役2名を含む9名の取締役により構成される取締役会は、毎月1回定期に、また必要に応じて臨時に開催され、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況の監視・監督を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役により構成され、毎月1回定期に、また必要に応じて臨時に開催されております。監査役は取締役会への出席のほか、経営会議等の重要会議に出席し、独立した立場から経営の監視を行っております。

なお、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

また、業務執行を担う経営会議は、常勤の取締役と各業務組織の最高管理責任者等で構成され、原則として毎月2回開催しております。

監査役の機能強化に向けた取組み状況

監査役の職務を補助する従業員を配置するとともに、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議への出席や稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧ができ、必要に応じて取締役や従業員から説明が受けられるよう体制整備に努めています。また内部監査部と会計監査人との連携を強化し、監査役監査の実効性を高めるよう取り組んでおります。

社外監査役に関する事項(当社における役割や機能について)

経営者から独立した立場で経営陣の意思決定のプロセスや重要案件に関して審議が充分になされているかを監督し外部の目線で適切な助言や指導をいただいております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、豊富な経験と高い見識を有する2名の社外取締役および2名の社外監査役を選任しており、専門的かつ客観的な観点から経営への意見や助言を受けることにより、経営の透明性と健全性を高め、経営の監視について十分に機能する体制が整っていると判断しています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様が出席できるように集中日を避けて総会を実施しております。
その他	総会終了後、同一会場にて株主懇談会を開催し、当社への理解を深める施策を実施しております。また、当社ホームページに招集通知、総会・懇談会での説明資料を掲載するとともに動画を配信しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	従来の運営方法の見直しを行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	従来の運営方法の見直しを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明資料、年次報告書、財務ハイライトなどIR資料の掲載の充実を図るとともに、株主懇談会などの動画を配信しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR広報部 Tel : 03-6757-0107	
その他	一部英文ホームページを作成し、海外投資家向けにIR項目の充実にも努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「企業行動規範」を制定し、「健全な事業活動を通じて適正利潤を追求するとともに、これを各ステークホルダーに適正に還元し、企業としての永続的な発展を図る」旨の方針を掲げております。また、会社組織に代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・内部統制委員会」を設置し、「ラックコンプライアンスポリシー」および「倫理・コンプライアンスに関する相談及び通報規程」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は企業理念のひとつに「地球環境に責任を持つ企業であり続ける」を掲げております。2010年5月より当社グループが入居しているオフィスビルは、省エネ、省資源やリサイクルなど環境に配慮した建物で、そのようなオフィス環境のなかで固定電話の廃止、無線LANの導入などによりフリーアドレスを実現し、全社挙げて節電やペーパーレス化の推進、ごみの分別の徹底による再資源化など環境保全への活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主に限らず、広く一般投資家に対して、投資判断の基礎となる会社情報を公平、均等、正確かつ迅速に提供することを基本方針としております。
その他	当社では現在策定中の中期経営計画において、女性社員の積極的な活用を重要な施策の一つとして位置づけ取り組んでいく考えであります。 既に取り組んでいる施策としては、毎年1回のキャリア開発を申告する制度を実施しており、本人の希望するキャリアプランと会社が考える育成プランとのギャップを埋めることに取り組んでおり計画的な育成を図っております。 また、育児・介護の状態にあっても雇用の継続や職場復帰後の就業継続支援するために短時間勤務期間の延長を申請により認めており、今後は在宅での勤務環境の整備も検討していきます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、情報サービス産業の一員として、グループ会社の企業活動を支えている全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期にわたり持続可能性の高い成長を遂げていくために、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠と認識しております。この認識のもと、会社法第362条第5項および同法同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項および同規則同条第3項の規定に従い、次のとおり「内部統制システム構築の基本方針」(以下「本方針」といいます。)を決定し、業務の有効性、効率性および適正性を確保し、安心と信頼を一層のものとして企業価値の向上を図ってまいります。

本方針は、当社のすべての役員(取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいいます。)および従業員(嘱託社員、臨時社員、派遣社員等又はこれらに準ずる者を含みます。)に適用されます。

当社は、代表取締役直属の内部監査部に内部統制評価機能を設置するほか、危機管理委員会、コンプライアンス・内部統制委員会を設置し、グループ全体を対象とする内部統制システムの構築を図っております。

また内部統制システム構築の基本方針を定めるとともに、コンプライアンスポリシー、企業行動規範と社員行動指針を制定し、グループ各社の役員および社員全員が、社会倫理および法令違反の未然防止に努めております。

さらに、法令、社内規則や社会倫理に違反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保するため、倫理・コンプライアンスに関する相談及び通報規程を制定し、社内のほか社外にも通報窓口を設置しております。なお通報者については、本人の希望により匿名性が確保され安全と利益が保障されるよう運営しております。

第三者によるコーポレート・ガバナンス体制への関与状況としましては、顧問弁護士からは顧問契約に基づき必要に応じて助言を受けるほか、内部通報制度における社外の通報窓口として関与を受けております。

また、会計監査人からは、監査契約に基づき、決算期における会計監査を受けております。

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、グループ会社を含む全ての取締役および従業員が、法令、定款およびその他会社が定める規程に適合することを確保するために、コンプライアンス・内部統制委員会を設置しコンプライアンス体制および内部統制の整備ならびに問題点の把握に努める。

(2)コンプライアンスの推進については、ラックコンプライアンスポリシーを制定し、グループ会社を含む全ての取締役および従業員が法令、定款およびその他会社が定める規程を遵守し、当社グループおよび社会の構成員として、企業倫理、社会倫理に則って業務を遂行することを定める。

(3)当社は、「倫理・コンプライアンスに関する相談及び通報規程」を制定し、グループ会社を含む全ての取締役および従業員により、コンプライアンス違反行為が行われた場合または行われる恐れが生じた場合、コンプライアンス・内部統制委員会に相談・通報すること、また会社は、相談・通報内容を秘守し、相談・通報者に対して、不利益な扱いを行わないよう定める。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

株主総会、取締役会、その他の重要な意思決定に係わる情報は、法令、定款および社内規程に則り記録・保存・管理され、株主を含む権限者および必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

3. 損失の危機(リスク)の管理に関する規程その他の体制

(1)取締役は企業活動の持続的発展を実現するために、各業務執行責任者が所管分野に関する必要なリスク評価を行ったうえで提示する資料に基づき、取締役会もしくは、その他の重要な意思決定機関において最終的に評価・決裁する。

(2)以下の経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに備えるための危機管理委員会により、想定されるリスクに対して円滑に対処するための予防策(教育、訓練、設備など)を整備する。

1:役員・従業員の不適正な業務執行により販売・開発活動等に重大な支障を生じるリスク

2:基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク

3:地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク

4:その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

(3)経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生した場合、または発生する恐れが生じた場合、危機管理委員会の統率下で危機管理マニュアルに従い迅速に対処する。また、発生した事件、事故等の履歴を管理し、再発防止に努める。

(4)情報資産の管理については特に注意を払い、情報セキュリティ基本方針を始めとする諸規程の遵守徹底を図り、セキュリティレベルを維持、向上させ、情報資産を保護するために必要な運営、管理体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。

(3)業務執行の効率化と迅速化を図るために執行役員制度を導入し、取締役会は経営方針の決定と業務執行の監督を行う機関として明確に位置

付け、取締役会および取締役の機能強化と活性化を図る。また、ITの適切な利用を通じて業務の効率化や決裁手続きの合理化を図り、経営判断の迅速化を推進する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社およびグループ各社は、当社における企業理念に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。

(2)グループ各社の管理については、関係会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。当社各取締役、各部門長および各子会社社長は、社員に対して、企業集団の内部統制システムの基本方針を周知・徹底する。

(3)当社グループ各社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築し適切に運用するとともに、内部統制に関する施策の充実を図る。

(4)当社内部監査部門は、各子会社の内部統制の構築・運用状況を定期的に確認・把握・評価するとともに、必要に応じて改善のための支援を行う。

6.監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制
当社は、監査役の求めがあったときは、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置する。

7.前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事権にかかる事項については監査役会と協議のうえ決定する。

8.取締役会および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(1)監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議へ出席できるものとともに、稟議申請その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役および従業員から説明を求める。

(2)取締役は、取締役会において定期的にあるいは随時、その担当する業務の執行状況の報告を行う。

(3)取締役は、重大なコンプライアンス違反、信用毀損他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高める。

(2)取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断を内部統制システムの法令等遵守・リスク管理事項としてとらえ、反社会的勢力による被害の防止に取り組むことを「企業行動規範」および「社員行動指針」に明記するとともに、そのための管理体制を以下のとおり整備しています。

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、「危機管理委員会」のもとに反社会的勢力への対応を統括する部署（対応統括部署）を設置し、不当要求防止責任者を配置しています。反社会的勢力による不当要求、経済的取引の形での接近行為に対しては、速やかに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しています。

(2) 外部の専門機関との連携状況

所轄の警察署が主催する連絡会に加入し、警察機関との密接な連携体制を確保するとともに、弁護士等の外部の専門機関との連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでいます。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において警察等の外部の専門機関との連携により、反社会的勢力に関する最新情報の収集に努め、社内への周知徹底を図り、注意喚起等に活用しています。

(4) 対応マニュアルの整備状況

対応の基本原則、リスク発生時における社員の行動要領を定めた「反社会的勢力による被害防止マニュアル」を作成し、社内ポータルサイトに公開しています。

(5) 研修活動の実施状況

当社は、「企業行動規範」及び「社員行動指針」を役員・社員へ周知・徹底するため常時社内ポータルサイトに公開するとともに、幹部研修や新人研修などを通じて、社会規範の遵守と公正な企業活動の推進、反社会的勢力との関係遮断、その他のコンプライアンス意識向上に向けた啓発活動を推進しています。



【別紙2】適時開示体制についての模式図

